

告 示 第 1 2 1 4 号

令和 8 年 1 0 月 3 0 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

地籍調査作業規程準則第 3 0 条第 2 項に基づく筆界案の作成について（公告）

地籍調査作業規程準則（昭和 3 2 年総理府令第 7 1 号。以下「準則」という。）第 3 0 条第 2 項の規定により筆界案を作成したので、同条第 5 項の規定により公告します。

記

1 土地の所在及び地番

鹿児島市桜ヶ丘七丁目 2 4 番 1 9 及び 2 4 番 2 0

2 筆界案を確認することができる場所

鹿児島市山下町 1 1 番 1 号

建設局道路部道路管理課地籍調査係（東別館 5 階）

電話 0 9 9 - 2 1 6 - 1 4 3 0

3 筆界案を確認することができる者

上記 1 に掲げる土地の所有権を有する者及び利害関係を有する者

4 筆界案の作成者

鹿児島市

5 意見の申出

令和 8 年 1 0 月 3 0 日（金）から同年 1 1 月 1 9 日（木）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）意見を申し出ることができます。

なお、この期間内に上記 3 に掲げる者から意見の申出がないときは、準則第 3 0 条第 5 項の規定により筆界の調査を行います。